

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 11月度)

- 1 日 時 令和2年11月4日(水)
開会：午後3時3分
閉会：午後3時50分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 11名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 11番 嵐 浩由
12番 扇谷 俊彦 14番 岩上 茂
- 4 欠席委員 1番 山下 裕 10番 田中 利男 13番 山下 茂昭
15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
2名
局 長 坂 久成 主 任 西山 直樹
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度11月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。
- (会長) 挨拶 (略)
- (事務局) ありがとうございました。

(事務局) 今回も、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

- 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
 - 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
 - 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
 - 第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- です。

□議長(会長) なお、本日は田中 利男委員、山下 茂昭委員、松原委員から欠席の報告を受けています。現在、在任委員15名中11名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、宮木委員、小澤委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について10月21日付けで諮問があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

今月の利用権設定は、通常の相対のもののみです。

番号 1 ～——の貸借当事者の氏名、面積を朗読

以上、合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

まず、農業基盤強化促進法（第 18 条第 3 項第 1 号）に掲げる、基本構想との整合性についてですが、

氷見市基本構想 第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 利用権の設定等の内容

別紙 2 のとおりとあり ①存続期間 の項において

存続期間は 3 年又は 6 年とし、ただし書きにおいて栽培を予定する作物の通常の栽培期間から相当でない認められる場合には異なる存続期間とすることができる。

とあります。

存続期間について例外の必要性は予見されるものの、現規定では、拡大解釈も困難であると考えられるため、紛れを生じさせないよう基本構想の規定整備を速やかに行うことを促す意見を答申に添えることとし、このことを以って計画自体を否認しないことといたします。

続きまして、番号 3 の貸付人は_____ですが、令和 2 年 5 月度の総会において、耕作権の許可解約を経ての申し出になります。一方の借受人は_____としております。

今回は、利用権の終期を揃える関係などの事情があつての相対利用権での設定とのことですが、既の実績のある中間管理事業への速やかな移行を進めていただければと考えています。

市におかれては、農地利用集積円滑化事業該当分も含め、機構集積率向上のためにも、支援制度の手厚い中間管理事業への移行と活用を積極的に行われるよう、あえて答申に意見を添えさせていただくこととします。

なお、その他、農業基盤強化促進法（第 18 条第 3 項）に掲げる農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認し、答申書案のとおり氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） それでは、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は2件です。

1件目は、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は畑です。

譲渡人 静岡市**——番——号（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

なお、申請農地の現況は畑ですが、譲渡人は農地法5条許可を昭和44年2月に譲受人の立場で、自身の家屋目的で許可を受けた経緯があります。

その後、仕事の拠点が__県に移り、転用未達成のまま現在に至ったとのことです。

また、申請時の一方の譲渡人は既に死亡しているため、取消申請も出来ないことから、許可書の返還を受けての、本件申請の受理としております。

2件目も、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 高岡市**——番地（氏名**）へ所有権移転を行うものです。

なお、高岡市の方が譲受人でありますので、高岡市の耕作証明が申請書に添付されており、経営耕作面積を確認しております。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、1件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記、現況とも畑、申請面積は——m²です。

農地区分は第2種農地で、転用目的が——です。

なお、この案件は農業振興地域整備計画農用地の除外手続き中です。

引き続き、許可基準について説明。

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、「氷見市土地改良区」、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）1件につきまして、説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

申請人は射水市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は宅地で、面積は——m²です。

目的は、非農地認定による宅地への変更登記です。

申請地は、昭和39年から住宅の敷地として使用されており、現在まで56年が経過しているものです。

調査したところ、登記簿上の地目は畑となっていますが、現地は住宅

敷地として利用されている状況でした。

今回、申請のありました1件の非農地認定につきまして、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第1号、住宅等の敷地として一体的に利用され、建築後20年以上経過していること」及び、その他の要件を満たしています。

今後、農地として原状回復は困難であると判断いたしますことから、申請者に対して非農地通知書を交付したいと考えますが、交付してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行いました**委員と事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けたいと思います。

(* **委員) 先般*月**日、わたしと事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

現地は、既に住宅の敷地として利用されている状態であることを確認いたしました。

また、現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難であると判断いたしました。

以上、今回の件について、非農地として判断したことを報告させていただきます。

□議長（会長） ただいまの事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題の第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり、非農地として認定することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年11月4日

議 長

署名委員

署名委員
